

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
目次		目次	
第一章 (略)		第一章 (略)	
第一節 (略)		第一節 (略)	
第二節 独立行政法人評価制度委員会 (第十二条―第十二条の八)		第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)	
第三節 (略)		第三節 (略)	
第二章 (略)		第二章 (略)	
第三章 (略)		第三章 (略)	
第一節 通則 (第二十七条―第二十八条の四)		第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)	
第二節 中期目標管理法 (第二十九条―第三十五条の三)		第二節 中期目標等 (第二十九条―第三十五条)	
第三節 国立研究開発法人 (第三十五条の四―第三十五条の八)			
第四節 行政執行法人 (第三十五条の九―第三十五条の十二)			
第四章 (略)		第四章 (略)	
第五章 (略)		第五章 (略)	
第一節 中期目標管理法及び国立研究開発法人 (第五十条の二―第五十条の十一)		第一節 特定独立行政法人 (第五十一条―第六十条)	
第二節 行政執行法人 (第五十一条―第六十三条)		第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条―第六十三条)	
第六章 (略)		第六章 (略)	
第七章 (略)		第七章 (略)	
附則		附則	
第一章 総則		第一章 総則	

第一節 通則

(定義)

2 | 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 | この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの(国立研究開発法人が行うものを除く。)を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 | この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向

第一節 通則

(定義)

2 | 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 | この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(新設)

上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性等)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 (略)

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえたつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 (略)

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(目的)

(新設)

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

(名称)

第四条 (略)

(新設)

2 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(目的)

第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条の七第一項」と読み替えるものとする。

第二節 行政執行人

(役員及び職員的身分)

第五十一条 行政執行人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 行政執行人の役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 行政執行人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬等、当該行政執行人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の第三項第三号の件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(削る)

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員的身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。